

# 訴訟請求事由からみた裁判官

伊藤 敏 孝

- 一 はじめに
- 二 裁判官の罷免の事由とその類型化
- 三 訴訟請求事由の主な類型について
- 四 訴訟請求に見られる病理的現象
- 五 終わりに

## 一 はじめに<sup>(1)</sup>

裁判官訴訟委員会（以下「訴訟委員会」という。）は、罷免事由があると思料される裁判官を裁判官弾劾裁判所（以下「弾劾裁判所」という。）に訴訟することが出来る唯一の国家機関である（憲法六四、七八条、国会法一二五、一二六、一二九条、裁判官弾劾法五条以下）。

何人も、裁判官について弾劾による罷免の事由があると思料するときは、訴訟委員会に対して罷免の訴追をすべきことを求めることができ、また、最高裁判所は、裁判官について、弾劾による罷免の事由があると思料する

ときは、訴追委員会に対して罷免の訴追をすべきことを求めなければならない（弾劾法一五條一、三項）。ただし、ここで国民や最高裁が行うのは、罷免の訴追をすべきことを訴追委員会に求めること（訴追の請求。以下「訴追請求」という。）であって、自ら裁判官を弾劾裁判所に訴追することはできない。

訴追委員会は、このような訴追請求を受けたとき、あるいは、自ら弾劾による罷免の事由があると思料するときは、<sup>(3)</sup> 罷免事由の存否について調査をし（弾劾法一一条一項）、罷免の訴追の議決をした場合<sup>(4)</sup>（弾劾法一〇条二項）には、弾劾裁判所に対して訴追状を提出して、裁判官の罷免の訴追を行う（弾劾法一四条）。

訴追委員会に対する国民からの訴追請求の多くは、自分が経験した事件の担当裁判官の対応を非難するものであり、民事、刑事、家事のすべての分野、すべての審級に及び、訴訟のあらゆる過程における裁判官の発言、行為、訴訟指揮、調書の記載、判断内容、職員の監督等が問題にされる。また、訴追請求の数は、年間数百件に及んでいる。<sup>(7)</sup> このような様々な場面に關する多数の訴追請求には、国民の目で捉えられた様々な裁判官の姿が描写されている。他方において、訴追委員会の調査は、司法権の独立に配慮し、個々の裁判官の事件処理に無用の影響を与えないように行われており、また、訴追委員会の議事は非公開であるから（弾劾法一〇条三項）、裁判官のどのような行為について、国民がどのように感じて訴追請求をしたかを当該裁判官が知る機会ほとんどないと思われる。<sup>(8)</sup>

しかし、民事事件はもちろんのこと、刑事事件においても裁判員制度が開始されて、個々の裁判官が当事者に限らず、一般の国民と直接接する機会は今後増えることはあっても減ることはないのだから、裁判官の行為を国民がどのように見て、どのように感じているのかを、あくまでも訴追請求という側面からではあるが、記しておくことにも何らかの意味があるかと思われる。

本稿は、このような趣旨で訴追請求において主張される訴追請求事由を概観し、国民から裁判官の行為がどの

ように見られているかを紹介しようとするものである。必ずしも網羅的なものではなく、私の日常の執務を通じての経験談の域を出ていないと思われる上、事の性質上、あるいは議事非公開であることから、訴訟請求事由の具体的な内容に踏み込むことには限界がある。したがって、以下においては、類型化された訴訟請求事由と、その中で繰り返し主張されることが多い訴訟請求事由の例を、事案の特定に至らない限度で紹介するに留めざるを得ない。また、文中には、訴訟委員会の運用について言及する部分はあるが、解釈や評価に関する部分はあくまでも私見であって、訴訟委員会の見解ではないことをお断りしておきたい。

## 二 裁判官の罷免の事由とその類型化

弾劾法上規定されている罷免の事由は、①職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき（弾劾法二条一号）、②その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき（同条二号）である。<sup>(9)</sup>

訴訟委員会では、事案整理や統計の便宜上、これをいくつかの類型に分けて処理している。その類型とそれが全訴訟請求事由に占める割合（昭和二三年から平成二〇年までの数値による。）<sup>(10)</sup>を、その数値の順に示すと次のとおりである（事由の後のかつこ内の数字は全事由に占めるパーセンテージである。）。

一号（九四・五）は、①誤判不当裁判（四九・三）、②訴訟手続違反（一五・三）、③不当訴訟指揮（八・八）、④証拠申請採否（三・二）、⑤審理遅延（二・六）、⑥監督不行届（二・五）、⑦調書不实記載（二・一）、⑧記録取扱不当（〇・七）、⑨不当調停和解（〇・四）、⑩裁判書交付遅延（〇・二）、⑪その他（九・四）に分類されている。二号（五・四）は、①不当言動（二・八）、②請託供応収賄（〇・四）、③地位利用（〇・二）、④その他（二・

○)に分類されている。

項を改めてその主なものについて概観する。

### 三 訴追請求事由の主な類型について

#### 1 誤判不当裁判

これは、裁判が間違っていて不当であるから、そのような裁判をする裁判官を罷免すべきであるという主張であり、訴追請求のうちほぼ半分を占める事由である。判決の内容など、裁判官の判断自体についての当否を他の国家机关が調査・判断することは、司法権独立の原則に抵触する恐れがあり、また、裁判に誤りがあると考ええる当事者は、上訴・再審等の不服申立て方法によってこれを是正する機会があり、その不満はこのような不服申立制度の中で解消されるべきものであるから、誤判は、原則として罷免事由にならないと解されている。したがって、単に裁判官がその事件についてした判決が間違っていると主張するだけでは罷免事由に該当せず、過誤が法令に照らしてあまりにも明白かつ重大な場合に、例外的に罷免事由になり得るにすぎない。

訴追請求の中には、具体的な事実を示すことなく、主観的かつ抽象的な理由(例えば、正義に反する、常識に欠ける、公正さを欠く、冤罪である、一般の法感情に反するなど)で誤判だと主張するものが相当に多い。「憲法〇〇条に違反している」などと条文をあげて主張するものもあるが、ただ条文をあげているだけであったり、独自の解釈や主観的事実認定に基づいて、およそ憲法違反、法律違反にならないものをそのように主張していたりすることもある。このような訴追請求人には、訴追請求を上訴・再審等と同じレベルの、あるいはそのようなものが尽きたときの最後の救済方法であるかのように誤解している者が少なからずあり、訴追請求によって判決が是正

されると考えて訴訟請求をしてくる者も多いように思われる。

しかし、このような事案のほとんどは、ごく普通の裁判官がごく普通に裁判をしているものであり、判決にも特に不自然、不合理な部分が見出せないように思われる。訴訟請求人が、自分の主張を認めてくれなかったということから、独自の理由をつけて不満を述べているものが目立ち、負けたから訴訟請求するという色彩が濃厚である。ただし、中には、判決そのものに問題はなくても、表現が難解であるとか、あまりにもそつけないとか、なかなか適切な表現ができないが、私が読んでも何となく判決に誠意が感じられないように思われるものが見られることがあり、敗訴は仕方ないにしても、こういう判決をもらったら気分がよくなさそうだと思うものはある。

誤判である根拠を訴訟請求状に詳細に記載してくる訴訟請求人も多い。例えば、この証拠はこう評価すべきであり、それによれば判決の結論は違うはずであるとか、裁判所が重要な証拠を見落としており、その見落としがなければ判決は違った結論になるとか、訴訟請求人が詳細な「真実」を語り、それを前提にして裁判所の認定の誤りを指摘するとかいうもので、このようなものはかなり見られる。

しかし、このような主張に耳を傾け、証拠を再吟味するのはまさに上訴審の仕事であり、訴訟委員会では、その過誤が明白かつ重大な場合を除き、証拠評価や事実認定の可否を改めて審査できるものではないと思われる。

上訴審で判決が覆ったことを理由に誤判だと主張する訴訟請求人もいる。

しかし、地裁の判決を変更した高裁の判断が最高裁で再び変更されることもあり得るし、最高裁の判断が時を経て変更されることもある。また、自由な心証に基づいて事実認定をし、その事実を法律的・論理的に解釈して適用するという作業は、個々の裁判官が、憲法及び法律にのみ拘束された上、裁判官としての良心に従い、独立して職権を行使してなされる以上、裁判官ごとの判断に食い違いが生じるのは決して不自然でも不可解でもないと思われる。そして、このような食い違いが生じ得ることを当然の前提として、それが最高裁を頂点とした

上訴制度では正・統一されていくというしくみになっているはずである。確かに、上訴審で原審の事実認定や法律構成等の問題点が指摘されるなどしてそれが確定した場合、当該事件のその部分については結果的に原審判決が間違っていたと言える場合があるうし、当事者からすれば間違っていたと声高に主張したいところであろう。しかし、このような事態は、三審制が当然予定することであり、そのことが当然に罷免事由となるわけではないと思われる。

誤判不当裁判の主張をする者の中には、単に結論が不満であるというだけでなく、判決に至る様々な場面での不満が積み重なって、最終的に誤判不当裁判という主張に凝縮させている者もいると思われる。つまり、裁判官が、話を十分に聞いてくれなかった、説明を十分してくれなかった、提出した証拠を採用してくれなかった、質問を途中で遮られた、不公平な取扱いをされた等々の不満があり、このような不満を募らせた上、そんなひどい裁判官がした判決は間違っているという思いが誤判不当の主張に集約されているように思われる場合がある（もちろん、これらの不満の中にはほかの種類の訴追請求事由に該当するものもあり、それが独立して主張される場合もある）。

裁判官が法廷で心証を披瀝したり、様々な前提条件や仮定の下で事案の見通しや筋を述べたり、あるいは当事者に何らかの主張や立証をするかどうかを尋ねたりすることがあるが、訴追請求人の中には、このような裁判官の言動を捉えて、「裁判官が審理の途中で自分に有利なことを言った」「裁判官の示唆に従って主張立証すれば勝てる」などと思い込み、「判決の結論がそれと違うから誤判である」という趣旨の主張をする者がある。

そもそも「自分に有利なことを言った」ということが当事者の聞き間違いや誤解である場合がある（訴追委員会で資料を検討した結果、どう考えても裁判官がここでこのようなことを言うはずがないと判断されるものがある）。仮に訴追請求人が主張するような裁判官の発言があったとしても、それが訴訟のどの段階で言われたことなのか、

裁判官が単にその時点での見通しを述べたに過ぎないのか、確定的な心証を述べたのかなどに注意する必要がある。訴追委員会ではこのようなことにも注意しながら検討が行われるが、当事者は、裁判官の言動を自分に有利な方向に拡大解釈することも多いと思われるので、裁判官は、心証を披瀝するなどの場合にも十分注意深い言い回しが必要ではないかと思われる。

請求人の中には、単なる誤判ではなく、裁判官が不当な目的で、わざと、あるいは悪意を持って誤った判決をしたと主張する者もいる。これが事実であれば、単なる誤判不当裁判の範疇を越える可能性はある。

しかし、たとえ当事者の一方とそりが合わず、感情的に必ずしもいい関係にない状態で訴訟が推移したとしても、その腹いせを判決で行うような裁判官はいないと信じたいし、個人的な感情はともかく、証拠に基づく事実認定と論理で結論を導くのが裁判官の習性であり特性であろう。<sup>(11)</sup> 私が着任してからは、このような訴追請求人の主張に見合うような事実が窺われた事例は経験していない。

## 2 訴訟手続違反

誤判不当裁判の主張の次に多いのが、裁判官の行為が訴訟手続関係法規に違反しているという訴訟手続違反の主張である。しかし、手続法に対する誤解に基づくものや、条文の文言を平板に解釈してその違反を主張するもののがかなりの数を占めるように思われる。

例えば、民事訴訟において、訴えが不備で不備の補正ができない場合に口頭弁論を経ないで訴え却下判決ができるが（民訴法一四〇条）、却下判決の送達を受けた原告（訴追請求人）が、判決言渡期日が通知されなかったこと（民訴規則一五六条）、公開法廷で審理が行われなかったことなどを違法なことであると誤解していることがある。送達を受けた判決正本に裁判官の署名押印がない（記名しかない）ことに驚く者もある（判決原本には当然

署名押印があるが、書記官が判決正本を作成するために写しを作る際には、裁判官の署名押印部分は記名だけにすることが多い。署名押印のある原本をそのままコピーして正本を作成することもあるが、その場合も「赤い」押印がないことになる。）。訴訟を遅延させる意図で忌避を繰り返す当事者が、忌避の決着がついていないのに裁判所が違法に手続を進めた（民訴二六条）と考える場合もあるようだが、解釈上簡易却下ができる場合であったり、あるいは当事者が忌避申立て却下決定の確定時期の判断を誤ったりしており、手続違反でないことが多い。かつて民訴規則の文言に反する扱いがされたのではないかと疑われた事案があったが、調査の結果、やや特殊な事案であり、同様の事案について存在していた最高裁の判決例に沿った取扱いであったことが判明したことがあった。

以上のとおり、私のこれまでの経験では、訴追請求で主張される訴訟手続違反は、誤解に基づくものが多く、理由がないことが多い。他方において、手続的に扱いが微妙な問題については裁判所も手堅く対応していることが窺われる。

なお、時に裁判官の職務上の過誤等が新聞等で報道されることがあり、その中には、判決言渡しの際の手続的な過誤、裁判所の構成の違法、刑事の令状発付関係の過誤などの手続違反と思われるものがある。報道されるような事案については、明らかな手続法違反の存在を否定できない場合が多く、最近では、報道があると国民からかなりの確率で訴追請求がされている。過誤の発生原因、程度、影響などを考慮して検討されることになるが、私の着任後は、罷免事由になるとして問題になったものはない。

### 3 不当訴訟指揮

裁判官の訴訟指揮が不当であるというもので、次に述べる証拠申請採否や前項の訴訟手続違反との限界が微妙なものもあるが、例えば、裁判所の期日の変更・取消しに関する不満（裁判所が行うものへの不満、当事者が求め

たものに应じてくれないという不満など）、法廷での当事者の発言・質問の制限や準備書面の陳述の制限に対する不満、弁論終結の判断や弁論再開申立てに対する対応への不満（ほとんど審理をせずに弁論を終結した、反論があるのに無視して終結した、再開を求めたのに応じなかったなど）、審理が長すぎる（あるいは短すぎる）ことへの不満、相手方との比較において不公平な扱いをされた不満（相手への態度と自分への態度が違う、自分の質問は制限したのに相手の質問は制限しないなど）などがよくみられるように思われる。

法廷の手続の状況、進行の程度などを考慮すれば、訴訟指揮として問題があるものは少ないと思われるが、相手方との比較において不公平な扱いをされたという主張には注意が必要であると思われる。裁判官の相手方代理人への態度、例えば、相手方代理人を「先生」と呼ぶなどしたこと、先生と呼び、呼ばれるほどの関係が裁判官と相手方代理人との間にあり、裁判官が相手方代理人と裏で通じ合っていると推測したり、本人訴訟をやっている自分が暗に見下されていると考えたりしている訴追請求人がいる。その根拠とするところは様々であるが、裁判官と相手方代理人が意を通じているのではないかという主張も意外に多い。また、裁判官は、本人訴訟の本人確認のために身分証明書等の提示を求めることがあり、相手方代理人が弁護士である場合は、それを訴追請求人にのみ求めることになるが、このような身分証明書等による本人確認を相手方代理人に求めなかったことが不公平だと感じられることもあるようである。

いずれも裁判官としては特に気にせず行っている可能性があり、ほとんどの場合、違法・不当の問題を生じさせるようなことでもなく、法廷で指摘されない限り、当事者がこのようなことを思っているとは気づかないことが多い。ただ、罷免事由に当たるといえるような不当訴訟指揮に至らなくても、いろいろな場面で当事者が何らかの不満を持ち、不信を感じる可能性があることは心にとどめておいてもよいと思われる。

#### 4 証拠申請採否

これは、裁判官が、自分の申請した価値ある証拠を採用してくれなかった、あるいは相手の不当な証拠を採用したというものである。証拠の採否は、必要な立証事項との関係を考慮しながら裁判官が裁量に基づいて決するものであるし、これに対する不満も本来は上訴で主張し得るものであるから、申請した証拠の採否に関する不満は、罷免事由に当たらず、原則としてその当否を審査することはできないと解されている。

ただ、この主張の中にも、相手方の証拠は採用しているのに自分の証拠は採用してくれなかったといったような不公平感に基づくものが見られる。訴追請求人が提出しようとした証拠は、どうみても無関係、あるいは不必要な証拠であり、採用することはおよそ考えられないという場合もあり、このような場合、裁判官としては、「採用しない」といえば足りるし、それが不必要であることを説明しても不公平感を拭い去るのは困難な場合が多いと思われる。ただ、ちょっとした言い方や態度が当事者の感じ方に大きな影響を与えており、それに対する不満が証拠の採否の不当という形で現れている場合もあるようにも思われる。突き放したり、見下したり、煙に巻かれたと思われたりするような態度をとらないということがせめて必要であろうか。

#### 5 不当言動

裁判官のこの言い方は許せない、裁判官としてこのような行為をしてはいけなはずだという主張がこれである。その主張に係る内容を本当に裁判官が法廷や和解室で言う（やる）であろうかと思われるようなものもあるが、言った（やった）としたら、罷免事由にはならないとしても裁判官の言動としてはやや問題だろうと思われるようなものもあって、訴追請求状を見て憂鬱になる類型である。

裁判官のキャラクターや声の大小高低、裁判官の言動を受けとめる当事者側の性格や繊細さなどによっても大

大きく評価が変わる部分であろうから、同じ言動であっても、それが訴追請求になる場合もならない場合もあろう。もちろん、訴追請求人が正確に裁判官の発言や行動を訴追請求状に再現しているとは限らないし、前後のやりとりや、どのような場面での発言や行動だったかを確定しなければ、正確な評価はできない。ただ、その言動が反復継続しているならともかく、その場での単発の発言や行動が直ちに罷免事由になるとして委員会で問題とされた事案は、私の経験ではない。そうは言っても、訴追請求人には確実にマイナスのイメージを与えているのであるから、もし公開の法廷での出来事であれば同じような感じを受ける傍聴人がいる可能性もある。傍聴人から見ても、ここで裁判官がこういう発言や行動をとるのはやむを得ないと思われるような、つまり、誰の目から見ても恥ずかしいような言動を心がけたいところである。

訴追請求で指摘されることが多いのは、乱暴な言葉、威嚇するような言動、ばかにしたような態度、断定的な言い方、予断を抱いているように取られる言い方、相手方との関係で不公平な言動というようなものである。乱暴とか威嚇というのも、受け止め方による部分があるが、誰が聞いても乱暴であり、威嚇であると思われるような言動は、罷免事由にはならないとしても法廷の威信を損ねるし、権力者対弱者という構図を背景にして、裁判官としていかなものかという議論になりやすい。

なお、時として、法廷でにこやかに微笑んでいても、ニヤニヤしていたというマイナス評価を受けることがある。これはいささか気の毒であると思う。

法廷で当事者が発言する際に起立を求めることがあるが、これを「立てと命令された」ととられることがある。いきなり座ったまま発言を始めたので、間髪をいれず「立って！」と言うような場合は考えられるが、本人訴訟の本人は、そのような法廷慣行を知らないことがむしろ普通であるから、その点を認識して、穏やかに言うに越したことはない。

いずれにせよ、それが正当であろうとなかろうと、当事者が何らかの理由で不愉快だと感じるような言動は、すべて不当言動として主張される可能性がある。その中には、本当に不当なもの、穏当な言動とはいえないが、その場面においてはやむを得ないもの、当事者の感じ方が特殊であつて誰が見ても不当とはいえないものが含まれている。

## 6 審理遅延

例えば、提訴後、第一回期日がなかなか指定されない、弁論終結と再開が繰り返される、判決言渡期日が何度も延期されるなどの点が問題とされることがある。判決言渡期日が変更されたことをもつて、相手方当事者が裁判官に圧力をかけた結果だと疑う人もいる。

自分が申し立ててから相当期間経過しているのに裁判所から何の反応もないという主張は時々見られる。実務的には、訴状の補正に時間がかかっている場合もあるし、根拠の薄弱な請求を何度も繰り返す人については、一連の申立てが一段落してからまとめて判断を加えることもあるように思われる。その請求の特質などからしてやむを得ない場合もあるうが、あまり長い期間事件を動かさないのは問題であろうと思われるので、注意が必要である。

なお、裁判官の異動時期にかかったことから期日の指定が遅れたと思われる事案もたまに見られる。裁判所の内部事情を理解している者にとっては特に違和感がないが、裁判所外の人たちに理解してもらうのはなかなか難しいことがある。

## 7 監督不行届

ある裁判官の問題行為を主張すると同時に、その裁判官を監督すべき立場の裁判官（長官、所長、裁判官会議の構成員たる裁判官等）に対する訴訟請求がされることがある。この場合、そもそも監督される裁判官に問題行為があったという主張自体が認められず、監督責任も生じないで終わることが多い。

ただし、ある裁判官について罷免判決がされるなど、かなり問題のある行為があった場合に、その裁判官を監督すべき立場にあった裁判官の監督責任が主張された場合は右のように簡単ではない。司法行政上の監督は、裁判官だけでなく職員にも及ぶので（裁判所法八〇条）、例えば裁判所書記官の問題行為や不祥事についても、監督すべき立場の裁判官の監督責任が主張されることがあり得る。

## 8 その他

いずれかの類型に分類することが難しいものは、「その他」として分類される。抽象的に裁判官と代理人の癒着を主張するもの、裁判官の法廷外での芳しくない行状を述べるもの、法廷での居眠りを指摘するもの等々があった。ただし、根拠が不明なものも相当多い。

## 四 訴訟請求に見られる病理的現象

訴訟請求の中には、特殊な請求人からのものが相当数含まれていることに留意されたい。実務家として訴訟に関与していれば、いわゆる本人訴訟の本人の中にはかなり特殊な人がいることは経験的にわかっているが、そのような人が訴訟請求もしている例は相当に多いように思われる。このような訴訟請求人の主張の中には、唐突で支離滅裂であり、主語述語が対応しておらず、脈絡がなく、意味がとれないものも多い。手書きで書き殴ってい

て読むのが非常に困難な訴追請求状もある。請求人本人に照会して意味を明らかにすることも多いが、全く意味が不明なものは訴追請求状として扱うことができない。

また、多数の訴訟をする人が、それに関連して多くの訴追請求をすることも多い。すなわち、裁判所において、「二つの紛争に関連して、連続して数次の訴訟を重ねる原告」が、最初に企業を訴え、敗訴するとその企業の従業員等を訴え、さらにその訴訟の証人を訴え、その間に連続した忌避の申立てをするというような一般的な行動例が見られるとされるが、このような原告は、敗訴すれば個々の事件について当然上訴をし、個別の決定に対して抗告等をし、考えられるありとあらゆる手段の不服申立てをした上、これらの裁判に関わったすべての裁判官について訴追請求をしてくる可能性があり、実際、そのような例は少なくない。そして、このような人は、訴追請求のほかにも、裁判官を告訴し（判決等が誤っているとしてその裁判官が「偽造・虚偽の公文書を作成した」と言い、不当な行為があったとしてこれを「公務員職権濫用」等と断定し、偽造・虚偽公文書作成罪や公務員職権濫用罪で告訴する例がよく見られる）、不起訴になると付審判請求（刑法二六二条）をし、付審判請求が棄却されると、その決定に関与した裁判官をさらに訴追請求するというのが延々と続くのである。

訴追請求事由は、あくまでも訴追請求人の主張にすぎず、それに相当する裁判官が実際にいるとか、そのような裁判官の行為が実際にあったとは必ずしもいえないことも多いので、これまで紹介した具体的な訴追請求事由もそのような前提で見ていただきたい。

## 五 終わりに

本稿では、一般にあまり知られることのないと思われる訴追請求事由を、訴追委員会内部での類型に基づき、

概括的に紹介した。裁判への関心が高まり、また、裁判所の敷居が低くなればなるほど、裁判官に対する注目度や批判的見方も強まると思われる。その批判に耐えうるような仕事をしていくための参考になれば幸いである。

# （付記）

最後に、坂原正夫先生への感謝の気持ちを込めて思い出話を書くことをお許し願いたい。

坂原先生に初めてお目にかかったのは、三〇年以上前の日吉校舎における法学の講義であった。まだ三〇代の先生は、若々しく、エネルギーに法学を講じられた。最初の御講義の際、学生に時間厳守を申し渡し、遅刻するなら講義に出ないでほしいと言われ、また、暑い中、ばたばたとノートや下敷きなどを団扇代わりに用いて風を送る学生の受講態度をたしなめられた。私は、先生の学問への情熱と真摯に講義をされる姿勢に感動し、先生の下で勉強したいと強く思うようになり、大学三年から開始されるゼミナールも迷わず先生のところに伺った。当時はまだ司法試験の合格者が一人も出ていない、小さな、しかし、若々しいゼミだった。

その後、大学院入試の際の口述試験で、主査をしてもらった伊東乾先生から「君はどうして大学院に進学しようと考えたか」と問われ、以上のような経緯を述べた上、坂原先生の下で引き続き勉強したいということをお話した。後に、坂原先生から、「伊東先生が『いい学生が来てくれたね』とおっしゃっていましたよ。」と教えていただき、大変感激したことを思い出す。

しかし、私は、並行して司法試験の勉強をしていたため、せっかくの先生の御指導の機会を十分に生かすことができず、中途半端な大学院生活を送ることになる。これではいけないと思って、先生の研究のお手伝いをしようとしたこともあったが、かえって先生の御負担、御迷惑になったのではないかと思う。先生からは、その後進んだ博士課程でも御指導をいただいたが、先生の学恩に報いることが全くできないまま、裁判官として法律実務

家の道を進むことになった。しかも、せっかく民事訴訟法を勉強したのに、最近は刑事裁判官をやっている。全く不肖の弟子と言わざるを得ない。

先生の御講義を受けた者なら思い出すであろうものは、黒板に大きく縦書きで書かれた「既判力」という文字ではあるまいか。力強く、まっすぐな縦横の線と、はっきりした角をもって書かれた大きな「既判力」の文字が、「既判」と「力」の二行に分かれている。私は、ひとつひとつが大きく書かれて二行になった三文字に、先生が打ち込まれた研究テーマの大きさと誠実なお人柄を見るのである。

(1) 筆者は、平成二〇年七月から裁判官訴追委員会事務局次長を務めている。裁判官訴追委員会は、多数の訴追請求事案を審査しているが、事務局は、その審査が円滑に行われるように、これに関する様々な事務の処理を行っている(裁判官弾劾法七条)。

訴追委員会及び弾劾裁判所は、インターネット上にウェブサイトを設けている(検索エンジンで検索すればすぐに見つけることができる)。それぞれの組織の概要や統計、裁判例などもそこで見ることができ、本稿の説明もそれに基づく部分がある。訴追委員会のウェブサイトには、訴追請求状の書き方も載せられており、毎月三〇〇〇から四〇〇〇のアクセスがある。

(2) 訴追委員会及び弾劾裁判所は、いずれも国会に置かれており、訴追委員会は、国会議事堂裏に位置する衆議院第二議員会館内に、弾劾裁判所は、国会図書館から道路を隔てて西側に位置する参議院第二別館に、その施設や事務局があるが、いずれも両議院とは独立した機関として活動している。なお、平成二二年八月に新しい議員会館が完成し、訴追委員会はその北棟に移転する予定である。

(3) 訴追委員会事務局は、このような職権立件に備え、報道等による情報にも注意している。また、訴追委員会は、外国人の訴追請求権を認めない立場を取っているが、全く取り上げないのではなく、申立てのあったものについては参考雑件として他の事案と同様の調査をし、委員会に付議して、罷免事由があれば職権で立件することとしている。

(4) 罷免の訴追及び罷免の訴追の猶予については、特別多数決による。すなわち、訴追委員会の委員（訴追委員）は、衆議院議員及び参議院議員各一〇人（合計二〇人）であり、各議院議員である訴追委員がそれぞれ七人以上出席しなければ、訴追委員会は、議事を開き議決をすることができず、罷免の訴追又は罷免の訴追の猶予をするには、出席訴追委員の三分の二以上の多数決による（弾劾法五条一項、一〇条一、二項）。なお、訴追委員に事故のある場合又は訴追委員が欠けた場合に訴追委員の職務を行う予備員が、両議院議員から各五人ずつ選出されている（弾劾法五条一項）。予備員が職務を行う順序は予め定められており（弾劾法五条九項）、例えば、委員会日程について委員に差支えがあるときは、その順序に従って訴追委員に代わり委員会に出席することになる。

なお、弾劾裁判所の裁判員は、衆参両議院議員各七人（合計一四人）、予備員各四人で構成されている（弾劾法一六条一項）。弾劾裁判所の裁判員は、同時に訴追委員となることができない（国会法一二七条）。

(5) 報道された判決内容を見て憤慨し、自分と全く関係ないことであるにもかかわらず訴追請求をしてくる例も少なくない。また、最近では、インターネット上での呼び掛けに呼応して多数の訴追請求がされた例がある。当事者本人による訴追請求がほとんどであるが、弁護士からの請求も稀にある。

(6) 統計的には、民事事件六三パーセント、刑事事件一九・九パーセント、行政事件七・六パーセント、家事事件二・九パーセントとなっている（注（1）記載のウェブサイト参照）。

(7) 新受理件数（裁判官の人数）は、平成一二年以降毎年四〇〇件を超えており、平成一九年には六二一件、平成二〇年には八七五件あった。件数は、訴追請求のあった裁判官一人につき一件と数えているが、同一裁判官に同一事由で別々の訴追請求人から請求があった場合は、それぞれ一件と数えている。これを事案の数という観点から見ても（例えば、合議体の判決が不当だという請求なら、一事案であり、三件ということになる）、右各年の事案数は、二四一、二七三であった。訴追請求をするのに手数料や費用は不要であり、証拠も要しないとされていること（弾劾法一五条四項）が訴追請求を容易にしていると思われるが、あまりにも重大な主張（犯罪がある等）に何らの裏づけ事実や証拠もないというものも散見され、その主張自体の信憑性にも影響すると思われる。また、前注（5）のとおり、最近では、インターネットでの呼びかけに応じて訴追請求がされる例もある。呼びかけ人は、インターネット上に訴追請求状を用意し、それをそのままコピーペーストして提出するよう促し、趣旨に賛同した者が何人も訴追請求をしてく

るが(したがって、同一文面の訴追請求状が多数提出される。)、賛同者は、署名感覚で訴追請求をしていることが多く、後に結果などの通知をするときには自分が訴追請求をしたことをすっかり忘れており、この通知は何かという問い合わせをしてくる例が稀ではない。

(8) 訴追請求人の中には、法廷等で、あるいは裁判所に提出した書面の中で、裁判官に対する訴追請求を行うことを明言している者があり、そのような場合には当該裁判官にも訴追請求の可能性があることがわかるであろう。

(9) これまで訴追委員会が罷免の訴追をした事案は八件、罷免の訴追を猶予した事案は七件であり、罷免の訴追をしたもののうち六件について罷免判決がされている。その事案の概要及び弾劾裁判所の判決については、それぞれ訴追委員会と弾劾裁判所のウェブサイトを(注(1)参照)で見ることができ。筆者の着任時点において、八件目となる罷免訴追事案が係属しており、その処理と弾劾裁判を経験した。そして、その罷免判決を得て間もなく、またもや現職裁判官が逮捕され、国民及び最高裁から訴追請求を受けるという事案が生じた(これについては、訴追委員会が審理中、当該裁判官が一〇年の任期を終えたため、審査打ち切りとなった。)

(10) 注(1)記載のウェブサイトの統計参照。分類もそこに記載してある。

(11) 瀬木比呂志『民事訴訟実務と制度の焦点』(判例タイムズ社・平成一八年)一二五頁は、「筆者の場合」と断つてのことであるが、当事者の態度がよくないと感じられるとき、「裁判官の心中には、自己の感情を訴訟指揮や裁判の結果に反映させてはならないとの配慮が反射的に強く働」き、これは職業裁判官の特性として一般的にもあることと思うとされ、その結果、訴訟指揮も和解もある程度引いた、若干形式的で控え目なものになることはありうるだろうが、自己の感情を判決や和解の結果に反映させるようなことはしていないとされている。私も全く同感であり、当事者に報復するような意図で判決を書くようなことがあったら、それこそ裁判官として恥ずかしいし、裁判官の負けであるという意識がある。

(12) 筆者が司法修習生だった平成元年ころ、配属された民事部の裁判長から、「法廷では弁護士を先生と呼んではいけない。代理人と呼ぶのだ」と教わったことがあり、当時はなんだか偉そうで嫌だなと思った記憶がある。ただ、自分が任官して単独事件を持つようになって以来、かなり長い間その教えを守っていた。現在は、当時に比べると法廷の雰囲気もだいぶソフトになってきたように感じられ、リラックスした議論の中で、代理人を先生と呼ぶこともある

と思う。もちろん、双方に代理人がついているときに、双方の代理人を平等に先生と呼ぶのであって、一方が本人だけである場合などには注意している。

(13) 瀬木・前掲六八〇頁以下には、本人訴訟の実情について実務家の立場から詳しく書かれている。同書六八三頁は、本人訴訟の本人には、ごく普通の市民のほかに、極めて理解力や柔軟性に乏しかったり精神的に不安定であったりする人々、何かあれば裁判官や相手方の足をすくってやろうと待ちかまえている人々、法廷や準備手続室で大声を出してわめき続けたり、相手方を脅したりする者、逆に押し黙って一言も口をきこうとしない者、裁判官室に無理やり押し入ろうとする者、訴状や準備書面に裁判官に対する脅迫的文言を書き付けるような者などがあるとされており、裁判官として事件を処理していれば、このような本人には少なからず出会っていると思われる。

(14) 瀬木・前掲六九一頁。